

妙高市住民票の写し等交付通知書

市 第 ●●● 号  
令和●年●月●●日

●● ●● 様

妙高市長 入村 明

あなたの住民票の写し等を第三者に交付しましたので、妙高市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱第7条第1項の規定により通知します。

交付年月日		令和●年●●月●●日	
交付した住民票の写し等の種別及び交付通数	住 民 票	<input type="checkbox"/> 住民票の写し	通
		<input type="checkbox"/> 除かれた住民票の写し	通
		<input type="checkbox"/> 住民票の記載事項証明書	通
		<input type="checkbox"/> 除かれた住民票の記載事項証明書	通
	戸籍の附票	<input type="checkbox"/> 戸籍の附票の写し	通
		<input type="checkbox"/> 除かれた戸籍の附票の写し	通
	戸 籍	<input type="checkbox"/> 戸籍の謄抄本	通
		<input checked="" type="checkbox"/> 除かれた戸籍の謄抄本	1 通
		<input type="checkbox"/> 戸籍の記載事項証明書	通
交付請求者（第三者）の区分		<input type="checkbox"/> 事前登録者等の代理人 ※1	
		<input checked="" type="checkbox"/> 代理人以外の第三者 ※2	
		<input checked="" type="checkbox"/> 八 士 業 （行政書士）	
		<input type="checkbox"/> 八士業以外 （	）

備考

- 1 本人通知書は、事前登録した人（以下「事前登録者」といいます。）の住民票の写し等を第三者に交付したことを通知するものです。
- 2 ※1「事前登録者の代理人」とは、事前登録者又は事前登録者の同一世帯員等（住民票の写しの交付にあっては同一世帯の人を、戸籍及び戸籍の附票の写しの交付にあっては戸籍に記載のある人、その配偶者又は直系親族をいいます。以下同じ。）の代理人をいいます。
- 3 ※2の「代理人以外の第三者」とは、事前登録者、事前登録者の同一世帯員等又はそれらの代理人以外の人又は団体で、法令の規定により住民票の写し等の交付を請求するもの（国及び地方公共団体を除きます。）をいいます。また、「八士業」とは、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士及び行政書士をいいます。
- 4 「交付年月日」は、住民票の写し等を窓口で交付した日又は郵便で送付した日です。
- 5 第三者へ住民票の写し等を交付した内容については、妙高市個人情報保護条例の規定により開示請求することができます。なお、開示においては、同条例の規定により開示される情報は制限されることがあります。
- 6 詳しくは、妙高市役所までお問い合わせください。